

○内閣府令第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第六項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第六項第一号及び第四号の規定に基づき、銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(同一人に対する信用の供与等)</p> <p>第十四条 令第四条第六項第一号に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、別紙様式第三号(特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第三号の二、外国銀行支店にあつては別紙様式第四号(第三十五条第一項第二十八号に掲げる場合に該当し、法第五十三条の規定による届出を行った外国銀行支店(以下「特定取引勘定届出外国銀行支店」という。)にあつては別紙様式第四号の二)中の貸借対照表(以下この条及び次条第一項第一号ハにおいて「貸借対照表」という。)の次に掲げる勘定に計上されるもの(金融庁長官が定めるものを除く。))とする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 令第四条第六項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの(金融庁長官が定めるものを除く。)及び金融庁長官が別に定めるものとする。</p> <p>〔一〕十 略〕</p> <p>〔5・6 略〕</p> <p>(法第十三条第一項の規定の適用に關し必要な事項)</p> <p>第十四条の二 銀行の同一人(法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。)に対する信用の供与等の額(次項及び</p>	<p>(同一人に対する信用の供与等)</p> <p>第十四条 令第四条第六項第一号に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、別紙様式第三号(特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第三号の二、外国銀行支店にあつては別紙様式第四号(第三十五条第一項第二十八号に掲げる場合に該当し、法第五十三条の規定による届出を行った外国銀行支店(以下「特定取引勘定届出外国銀行支店」という。)にあつては別紙様式第四号の二)中の貸借対照表(以下この条において「貸借対照表」という。)の次に掲げる勘定に計上されるものとする。</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 令第四条第六項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの及び金融庁長官が別に定めるものとする。</p> <p>〔一〕十 同上〕</p> <p>〔5・6 同上〕</p> <p>(法第十三条第一項の規定の適用に關し必要な事項)</p> <p>第十四条の二 銀行の同一人(法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。)に対する信用の供与等の額(次項及び</p>

第十四条の五第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により、又は金融庁長官が別に定めるところにより計上され、又は算出される信用の供与等（銀行その他の金融庁長官が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額

〔イ・ロ 略〕

ハ 貸借対照表の貸倒引当金勘定に計上されるものの額のうち

当該貸出金に対して計上される額

ニ）へ 〔略〕

〔二）六 略〕

2 銀行が、自己資本比率（法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の銀行の同一人に対する信用の供与等に係る債権を保全するために提供された手段として金融庁長官が定める手段（以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により、又は金融庁長官が別に定めるところにより計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする

第十四条の五第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等（銀行その他の金融庁長官が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

ハ）ホ 〔同上〕

〔二）六 同上〕

2 銀行が、自己資本比率（法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の銀行の同一人に対する信用の供与等に係る債権を保全するために提供された手段として金融庁長官が定める手段（以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>3 「略」</p> <p>る。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあつては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち金融庁長官が定めるものについては、当該信用リスク削減手法により保全される額を信用の供与等とみなして担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。</p>
	<p>3 「同上」</p> <p>手法により保全される額は、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあつては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち金融庁長官が定めるものについては、当該信用リスク削減手法により保全される額を信用の供与等とみなして担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。</p>

附 則

この府令は、令和六年三月三十一日から施行する。